

# しゃきょう これが社協です!!

社会福祉協議会(社協)は、住民やボランティア、各種団体、福祉関係者などとともに、地域福祉の推進を図る民間の福祉団体です。

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」のため、皆さんの会費などをもとに様々な事業に積極的に取り組んでいます。

(社会福祉法 第109条)

<平成23年度版>



ふれあいネットワーク

 社会福祉法人 山形市社会福祉協議会

基本理念：ふれあいやまがた 福祉文化のまちづくり

助けあい・支えあう福祉の心が人々の生活に溶け込み、根つき、受け継がれていくよう、「ふれあいやまがた福祉文化のまちづくり」をめざします。

# わたし・わたしたちがつくる誰もが安心してくらせる福祉のまち・やまがた

## 1. 気づこう・学ぼう

近隣や地域に関心を持ち、  
福祉意識を高めよう

(広報・啓発)

- ◆ **第三次地域福祉活動計画の推進**  
⇒ 第三次地域福祉活動計画の取組みをすすめます。
- ◆ **福祉だよりの発行(年4回)と広報活動の支援**  
⇒ 「市しゃきょうだよりの発行して、全戸配布するほか、各地区社協でも福祉だよりの発行をすすめています。(出前研修会等の開催)
- ◆ **社協事業・活動の広報**  
⇒ パンフレットやラジオ、新聞、ホームページ等により、社協活動を分かりやすくPRしていきます。
- ◆ **ボランティア通信等の発行(隔月)**  
⇒ ボランティア活動の情報・募集について広報しています。
- ◆ **住民アンケートの実施**  
⇒ 住民の福祉意識や福祉ニーズを把握します。
- ◆ **市民総合福祉大会の開催**  
⇒ 多数の市民の参加を得て、大会宣言などを行いながら「福祉のまちづくり」を確認し合います。
- ◆ **戦没者追悼式の開催**  
⇒ 永遠の平和を誓い、英霊の冥福を祈ります。
- ◆ **声かけ運動の推進**  
⇒ 日頃から顔見知りの関係を築くために声かけ運動をすすめます。

子どもの頃から地域や福祉に関心  
を持つ「福祉のこころ」を育てよう

(福祉学習)

- ◆ **福祉学習手引書の活用**  
⇒ 「福祉学習の手引」を活用しながら、福祉教育校指定事業推進や総合学習の支援を行うとともに、様々なボランティア学習や体験を通して、意識啓発とボランティア活動への参加を促進します。
- ◆ **福祉出前講座の実施**  
⇒ 地域や福祉に関心をもってもらうために学校、企業及び地域に出向いて実施します。
- ◆ **障がい、認知症等の学習の推進**  
⇒ 障がいや認知症等について理解が深まるように推進します。



高齢者が安心して暮らせる  
環境をつくらう

(高齢者の見守り支援)

- ◆ **ふれあいいきいきサロン活動の推進**  
⇒ 一人暮らしの高齢者・子育て家庭・障がい児者などの仲間づくりを楽しく、気軽に、無理なく行うふれあいいきいきサロン活動を推進します。また、サロンへの助成や開催支援を行います。
- ◆ **地域包括支援センターの運営**  
霞城北部地域包括支援センター(第七・金井地区)・霞城西部包括支援センター(第十・飯塚・榎沢地区)  
⇒ 総合的な相談窓口として、その人らしい生活が送れるよう支援します。
- ◆ **生活支援型ホームヘルプサービス事業**  
⇒ 訪問介護員を派遣して高齢者の介護予防を支援します。
- ◆ **通所型介護予防事業**  
・総合福祉センター(おたっしゃ運動教室)  
⇒ 高齢者の筋力向上を図り介護予防をすすめます。  
・漆山やすらぎ荘・黒沢いこい荘(おたっしゃ元気塾)  
⇒ 温泉を活用し、高齢者の閉じこもりを防止介護予防をすすめます。
- ◆ **介護予防普及啓発事業**  
⇒ 一般高齢者を対象にして介護予防の普及・啓発をすすめます。(よつばクラブ、生き活きパワーアップ教室)
- ◆ **介護保険・障がい児者居宅介護事業**  
・訪問介護・訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援(ケアプラン作成)  
⇒ 利用者の自立を支援します。
- ◆ **福祉マップの作成・更新支援**  
⇒ 福祉マップによる地域の把握を行い、特に要援護者の情報について町内会長、民生児童委員、福祉協力員の三者で共有します。

地域との結びつきを  
強める環境をつくらう

(集いの場、

ひきこもり、未婚、空家、ホームレス)

- ◆ **世代交流いきいきサロン開催促進**  
⇒ 身近な地域で世代を超えた交流が図られるようサロンの開催促進をします。
- ◆ **小地域福祉ネットワークの推進**  
⇒ 積極的な地域住民の参加により、安心して暮らせるまちづくりをすすめます。
- ◆ **貸付制度の運営**  
⇒ 低所得世帯等に、生活福祉資金、総合支援資金、緊急小口資金及び更正貸付資金などを利用して貸付を行います。
- ◆ **一時援護事業**  
⇒ 火災や災害、生活困窮等により緊急かつ一時的に費用が必要な場合に対応します。
- ◆ **住民支えあい隊設置モデル事業の推進**  
⇒ 住民相互の助けあいの仕組みづくりをすすめます。

身近な地域で話し合い、  
課題解決に取り組もう

(町内会活動、  
地区毎の話し合い)

- ◆ **地域福祉推進会議(地区社協ごとに開催)**  
⇒ 地域の福祉問題をテーマに解決策を話し合います。
- ◆ **三者懇談会の開催促進**  
⇒ 住民参加の福祉の推進と、福祉課題を共有するため町内会役員、民生委員児童委員、福祉協力員の三者懇談会開催をすすめます。
- ◆ **住民座談会**  
⇒ 幅広い年齢層の地域住民が集まって、地域の福祉問題や生活課題は何かについて話し合います。
- ◆ **福祉協力員活動の推進**  
⇒ 高齢者や身体の不自由な人たちの見守り、声かけ、訪問を行う福祉協力員活動を推進します。また、活動費の助成や研修会開催の支援を行います。

みんなで参加してボランティア活動をすすめるよう

(ボランティア)

- ◆ **ボランティアセンターの運営**  
⇒ ボランティア活動とその利用を促進し、市民の「支えあい力」を育てます。
- ◆ **ボランティア講座の開催**  
⇒ ボランティアスクール、手話ボランティア養成講座、企業ボランティア、登録ボランティア研修など、知識の修得や体験をします。
- ◆ **ボランティアプロデュース事業の促進**  
⇒ モデル地区におけるボランティアプロデュース(企画・調整)を行ない推進を図ります。

災害に備えた福祉のまちをつくらう

(災害時支援体制)

- ◆ **災害ボランティアセンター設置マニュアルの周知・研修**  
⇒ マニュアルに基づき、災害時におけるボランティア体制の確立をすすめます。
- ◆ **災害時の支援体制づくり**  
⇒ 災害時や降雪による支援体制づくりをすすめる、地域住民や施設・事業所との情報共有や連携を図ります。

## 2. 参加しよう・取り組もう・支えあおう・助けあおう

地域で子育てしやすい  
環境をつくらう

(子育て支援)

- ◆ **子育てしやすい地域づくりの支援**  
⇒ 子育て中の家庭が地域とつながるように子育てサロンの開催の支援・助成をしたり、子育て支援の人材育成のための情報交換や研修会等を開催したりします。
- ◆ **多胎児養育支援事業**  
⇒ 三つ子以上の子どもが生まれた世帯へ無料でヘルパーを派遣します。
- ◆ **つくも保育園、子育て支援センターの運営**  
⇒ 延長保育や一時保育も実施。子育て支援センターを併設して子育て家庭を支援しています。

障がい者が社会参加できる  
環境をつくらう

(障がい者の地域生活支援)

- ◆ **障がい者の社会参加の支援**  
⇒ 障がいのある方が社会参加する場を確保するために、サロンの普及・開催に向けて支援します。
- ◆ **障がい児者交流活動の推進**  
⇒ おひさま広場等の活動を推進し、障がい者とボランティアの交流を図るとともに障がいに対する理解を深めます。
- ◆ **障がい者相談支援センターの運営、地域自立支援協議会との連携**  
⇒ 障がい者本人や家族の総合的な窓口として、その人らしい生活が送れるように支援するとともに、地域自立支援協議会との連携を図ります。
- ◆ **リフト付自動車送迎サービス事業**  
⇒ 車椅子の利用等で移動困難な方などの外出支援を行います。

# 3. 育てよう・つながろう・ひろがろう・築こう

地域福祉活動を  
すすめる人材を育てよう

(地域福祉活動の推進役)

- ◆ 福祉サポーター養成講座  
⇒ 地域での様々な福祉活動を現場で支えてくれる人材を養成します。
- ◆ 福祉学校（関係者・一般市民）  
⇒ 地域福祉活動のリーダーを養成するとともに、一般市民にも福祉の理解を広めます。
- ◆ 地域福祉活動推進役の配置検討  
⇒ 地区社協に地域福祉活動をすすめるための推進役の配置検討をすすめます。

地域福祉活動  
の拠点を充実させよう

(地域福祉活動の拠点)

- ◆ 総合福祉センターの運営と事業の実施  
⇒ 福祉の学習会や活動に利用できます。温泉入浴や体育館の利用も出来ます。様々な市民対象の講座等も企画しています。また、福祉施設の見学・慰問や各種福祉研修会・大会参加のためにふれあいバスを運行します。
- ◆ 老人福祉センターの運営  
・ 鈴川ことぶき荘・漆山やすらぎ荘・黒沢いこ荘  
⇒ 高齢者の健康づくりと生きがい、仲間作りを進めます。温泉入浴も出来ます。健康講座や生きがい作り講座等を開催します。
- ◆ 地区社協活動の拠点・事務局体制の整備・強化  
⇒ 地区社協は、住民に最も身近な福祉活動をすすめる組織です。地区単位の拠点を整備し、地域福祉活動をすすめます。

連携して  
地域福祉活動をすすめよう

(福祉のまちづくりの基盤強化)

- ◆ 山形市社会福祉施設等連絡会との協働活動
- ◆ 福祉関係機関・団体、ボランティア、NPO、町内会等との連携
- ◆ ふれあい総合相談所の開設  
⇒ 法律相談、年金相談、税金相談、人権相談、その他困りごと相談を曜日と時間を決めて行っています。
- ◆ 町内会長福祉懇談会、民児協との連携強化  
⇒ 町内会長及び民生委員児童委員に社協事業の説明を行い、住民の身近な町内における福祉活動を推進します。
- ◆ 福祉サービス利用援助事業  
⇒ 認知症高齢者など自分で判断する力が弱くなった人の福祉サービスの利用等を支援します。
- ◆ 社会福祉基金と善意銀行  
⇒ 住民の善意の寄付や技術の提供を受け付けています。
- ◆ 成年後見制度法人後見事業

## 4. 共同募金運動の推進

- ◆ 赤い羽根共同募金運動の推進  
⇒ 民間福祉事業をすすめる大切な財源として、住民一人ひとりが参加する運動を地区社協と協力して展開します。
- ◆ 歳末たすけあい運動の推進  
⇒ 要介護世帯などの福祉問題を抱える世帯や地域福祉活動及び在宅福祉サービスへの援助活動を推進します。

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人 山形市社会福祉協議会

〒990-0832 山形市城西町二丁目 2-22

福祉のまちづくり係 TEL (023) 645-8061 FAX (023) 645-9236

<http://www.yamagatashishakyo.or.jp/>